

報道関係者 各位

平成23年 10月11日
老健局老人保健課
(担当・内線) 課長補佐 日野原(3942)
(電話代表) 03(5253)1111
(直通) 03(3595)2490
(F A X) 03(3595)4010

生活不活発病への対策について

被災地では、住環境や生活リズムの変化から、高齢者の外出頻度や運動量の低下が多くみられています。このため、別紙のとおり、健康生活サポーター(仮称)の養成など生活不活発病対策のための事業を行うことにいたしましたので、公表します。

生活不活発病への対策について

被災地においては、住環境や生活リズムの変化から、高齢者の外出頻度や運動量の低下が多くみられている。生活不活発病対策として、被災地に、以下の3つの事業を導入する。

1. 健康生活サポーター（仮称）実践養成事業 （名称については、各市町村で自由に命名）

- ・保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士等が、地域住民に対して、生活不活発病予防・日常生活支援に関する研修を行い、健康生活サポーター（仮称）を養成する。
- ・養成された健康生活サポーター（仮称）は、市町村が臨時雇用を行う。
- ・健康生活サポーター（仮称）が、閉じこもりがちになっている高齢者等を訪問する。
- ・そこで、健康・生活相談を行うとともに、サポート拠点内のサロンへのお誘い等を行い、地域一体となった生活不活発病予防・日常生活支援を図る。

○目標：3000人の健康生活サポーター（仮称）を養成

○想定総額：約30億円

2. 健康相談室の設置推進

- ・サポート拠点や仮設診療所の空き時間等を利用し、看護師等による健康相談室を設置。
- ・健康・生活相談を行うこと等により、生活不活発病を早期に発見し、健康生活サポーター（仮称）による活動に紹介。

○目標：60か所の健康相談室を設置

○想定総額：約3億円

3. 訪問型健康相談の推進

- ・訪問看護事業所を積極的に活用し、看護師が、要支援・要介護認定者の訪問のみならず、認定を受けていない高齢者宅への積極的な訪問を行う。
- ・そこで、健康・生活相談を行うとともに、サポート拠点内のサロンへのお誘い等を行い、地域一体となった生活不活発病予防を図る。

○目標：80カ所の訪問看護事業所等を活用

○想定総額：約4億円

総事業費：約37億円

（1は雇用創出基金事業、2および3は地域支え合い体制づくり事業を活用して実施。）

被災地高齢者の生活不活発病対策

【健康生活サポーター（仮称）実践養成事業】

※健康生活サポーター（仮称）とは：生活不活発病についての研修を受けた一般住民

育成

○対象：一般の地域住民、運動普及推進員 等

○内容：保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士等による、生活不活発病等に関する研修

活動

○一般の地域住民が、健康生活サポーター（仮称）として、高齢者等を訪問

○閉じこもりがちになっている高齢者等に対し、さまざまな予防活動への参加を呼びかける

（予防活動例）高齢者への声かけ、体操、ハイキング、食事会、お茶飲みサロンの開催 等

生活不活発病予防

【健康相談室の設置推進】

サポート拠点や仮設診療所の空き時間等を利用し、看護師等による健康相談を実施。
生活不活発病の早期発見を行う。

【訪問型健康相談の推進】

訪問看護事業所の看護師等が高齢者を訪問し、健康相談を実施。
生活不活発病の早期発見を行う。